

清初皇帝權の形成過程

——特に『丙子年四月〈祕録〉登ハン大位檔』にみえる
太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として——

石 橋 崇 雄

一

一七世紀に出現した清朝は、その最盛期に至る過程で中國の領域概念に一大變化をもたらした。清朝がモンゴル高原、東トルキスタン、チベットを含む史上最大の中國領域を形成・支配した結果、内陸アジアを外に置く漢族農耕社會としての中國は、内陸アジアを内包する多民族國家としての中國へと變わり、現代に至っているからである。⁽¹⁾ 第五代世宗雍正帝が中國は華・夷からなる多民族國家であるとする政治思想的解釋を示したことや、⁽²⁾ 續く高宗乾隆帝の時代に「大別して滿（東北部での滿・蒙・漢）・漢（中國内地）・藩（蒙・藏・回）から成り立つ形」⁽³⁾ の最大領域を形成したことは、その象徴的な事例といえよう。それでは、清朝におけるこのような多民族國家の形成は、どのような政治的變遷の中で生じたものであるのか。この問題の解明には、清朝の性格及び清初期の動向が深く関わっていると考えられるので、先ずこれらの點について觸れておきたい。

清朝は部族社會に立脚する滿族王朝（一般的には中國最後の征服王朝）として位置づけられるが、それと同時に部族社會と

對置された農耕社會の中國的な王朝、すなわち明朝に續く中國最後の傳統的專制王朝としても位置づけられている。したがって清朝の性格には相互に對峙する二面的要素があるといわざるをえない。しかも清朝が結果的に短命かつ小規模な領域支配に終わらず、むしろ二五〇年以上の長期に亙る王朝の存續と廣大な領域支配とを實現したことに思いを致すとき、清朝の場合は、この二面的要素が、かえって中國の統一と領域的擴大を可能にした一因ではないかと考えられる。⁽⁴⁾

次に清初期の動向であるが、清朝は改めていうまでもなく東北アジアのトゥングース系女眞^{ジュンシュン}（のちに滿洲^{マンジュ}）族が建てたアイシン（金の意）⁽⁵⁾國の發展したものである。⁽⁶⁾この場合、アイシン國の建國から大清國の成立、さらに入關して（これ以前

を清初の前期）北京に遷都し、中國内地の平定を経て内陸アジアを含む最大領域を形成するに至るまで（清初の後期）の清初期が不斷の領域擴大過程にあること、また入關前におけるさまざまな政治的試行錯誤の中に多民族國家へ移行する前徵

が既に現れていることに注目すべきであろう。初代太祖ヌルハチが、天命元（一六一六）年に女眞族からゲンギン・ハン（英明なるハンの意）の尊號を贈られてハン位に即く以前の、明の萬曆三四（一六〇六）年に、モンゴルのハルハ五部からクンドウレン・ハン（恭敬なるハンの意）の稱號を贈られていること、⁽⁸⁾女眞族を統合したヌルハチが、明の東北經營の據點である遼河以東の廣大な漢族農耕社會を攻略・領有して遼東に遷都し、滿漢合住から滿漢檢別に至る對漢人政策やさまざま

な土地政策を推進したこと、⁽¹⁰⁾第二代太宗ホン・タイジの時代に設置された六部が、滿洲・蒙古・漢の三族で構成されていること、⁽¹¹⁾また同時代に清朝支配體制をささえる八旗制^{バキ}が八旗滿洲・八旗蒙古・八旗漢軍の形態に整備されて滿・蒙・漢の三族からなる體制になったことなどの事例は、いづれも多民族國家への移行を窺わせるに充分である。⁽¹²⁾

以上のような清朝の性格及び清初の動向を踏まえ、多民族國家としての清朝の政治的變遷を検討しようとする時、清初における皇帝權の形成過程を解明することは不可缺の問題となる。清朝の皇帝權についてみると、八旗（滿・蒙・漢）に代表される滿族固有の社會に立脚するハンが中國皇帝でもあるということの中に、二面的要素と多民族性が顯著にあらわれていると考えられるからである。一般に清朝では、入關後の世宗雍正帝の時代になって中央集權的な皇帝權の確立をみ

たとされているが、入關前の太祖ヌルハチの時代から世宗雍正帝の時代に至るまでの清初ハン權の形成過程をみると、清初期のハン（大清皇帝）が目指したものは、宗室一族内における唯一のエジェンとして、ハンの地位を諸ベイレよりも一段上に位置づけることであり、これを確立させたのが雍正帝であったと考えられる⁽¹³⁾。なお、この場合、ハンの地位は中國皇帝の地位と一體化されているが、これを、滿族の部族制が中國の官僚制機構の中で變質させられたとして捉えるだけでは適切ではない。雍正帝の時代に、皇太子制に替わる皇帝位の繼承法として儲位密建の法を採用したことや、八旗制の整備によるハン權の確立がはかられていることなどは、雍正帝の支配權確立が單なる中國的皇帝制への移行ではないことを示しているからである。むしろ、中央集權制を整備する過程で、中國の官僚制機構と滿族の部族制要素とを積極的に融合させていったと捉えるべきであろう。

ところで、清初における皇帝號の變遷は大きく三つの段階に分けられる。第一は太祖ヌルハチが國內的にはあくまでもハンでありながら、對外文書では皇帝の稱號を用いていたとされる段階である⁽¹⁴⁾。ただしこの場合、清初のハン位がその當初から、單に女眞族社會内だけの問題ではなく、モンゴル族など、鄰接諸民族とも深い係わりを持っていたことに留意する必要がある。第二は太宗ホン・タイジがその治世一〇年目に、滿洲（その前年に民族名をジュンシュンからマンジュに改稱）族、モンゴル族諸王、漢族武將らによる推戴を受けて皇帝位に即ぎ、國名を大清と改め、年號を天聰から崇德に改元した段階であり、國內的にもハン皇帝として支配する分岐點をなす。そして第三は世祖順治帝が即位の翌年に入關してからの段階で、文字通り中國皇帝としての支配を始めた時期である⁽¹⁵⁾。いずれも清朝の性格的變遷を考究する上で興味深い、とりわけ第二の段階は、「滿・蒙・漢の三族に推戴されたハンから皇帝への道⁽¹⁶⁾」を示しており、多民族國家への移行を検討する上で重要であろう。

それでは、太宗ホン・タイジが皇帝位に即いた際の状況はいかなるものであったのか。この問題については既に先學の研究がある⁽¹⁷⁾が、筆者自身も八旗制の變遷とのかかわりの中において検討したことがある⁽¹⁸⁾。その際に示した考えは現在も

變わっていないものの、いささか簡略に過ぎた點があった。その後、北京の中國第一歴史檔案館で調査する機會を得た際、同館所藏の《國史院檔》中に『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』なる滿文檔冊（滿文の日本語譯は筆者、以下同様）を發見し、⁽¹⁹⁾新たな知見を得た。本稿は、この滿文檔冊の記事を中心に、太宗ホン・タイジの皇帝即位の問題について今一度検討し、あわせて清朝における多民族國家への變化について言及しようとするものである。

二

最初に、これまでの諸研究を参考にしながら、太宗ホン・タイジの皇帝即位をめぐる問題點を指摘しておきたい。

第一は従來、「崇徳改元については、明確な記載がなく、いつから元年を稱したかの問題がある」と⁽²⁰⁾とされるように、皇帝即位の経過が明確でないことである。一體、ホン・タイジの皇帝即位は、具體的にいかなる経過で進められたのであろうか。

第二は長幼の序列の問題である。天命一一（一六二六）年における太祖ヌルハチから太宗ホン・タイジへの繼承は、八旗制の整備によって強化された女眞族による集權的支配體制の中で、女眞族社會内にあつてはハンが一族の主にすぎないことに象徴される四王分權體制であることを明示する結果をもたらした。⁽²¹⁾しかも「この段階では長幼の序列が重要な一つの秩序」⁽²²⁾であり、それは旗の序列にも影響を及ぼすものであつた。こうした状況下で、太宗ホン・タイジは、漢人官僚の登用や六部等の中國的な行政制度の整備を推進すると共に、來歸した漢人武將やモンゴル族諸王の兵によって自己の軍事力を強化したほか、これと並行して三王の政治權力を奪つて次第にハンとしての自己の權力基盤を強め、天聰九（一六三三）年、内モンゴルの平定に際して大元傳國の玉璽を手中にしたことを機に、⁽²³⁾前述したごとく翌一〇年、滿洲族、モンゴル族諸王、漢族武將らによる推戴を受けて大清皇帝の位に即いたのである。⁽²⁴⁾それに先立つ天聰六年には既に「長幼の序列による旗の序列から旗そのものの序列の整備へと移行」する状況にあつたが、皇帝即位時に長幼の序列は既に消滅してい

たのであろうか。また、皇帝の位に即いたホン・タイジは、中國における皇帝と王という關係を導入することで、ハンと宗室諸ベイレとの間を明確に區別しようとしていたと考えられるが、皇帝即位にあたつていかなる施策がとられたのであろうか。

そして第三は、皇帝即位における典禮上の問題である。ハンが皇帝位に即くにあたつて、滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の祭祀と中國的な祭祀はどのように行われたのであろうか。

以上の三點について『丙子年四月〈祕録〉登ハン大位檔』(以下、『登ハン大位檔』と略記)の記事をもとにして検討してみたい。

三

はじめにホン・タイジが皇帝位に即く經過であるが、『登ハン大位檔』によって必要事項を整理すると、先ず、從來明確な記載のなかったホン・タイジの皇帝即位、崇徳改元、大清國への國號改稱の年月日については、『登ハン大位檔』に轉載されている丙子(天聰一〇・一六三六)年四月一日の表文に(滿文の原文は拙譯のみを示す。以下同様)、

ハン・エジェンは、天の時運に適い、民の願いに至り、徳を修めて、朝鮮國を降服させた。モンゴル國を一つに統合した。玉璽を得た。功名は天下に知れわたつた。そのため、内外の衆ベイレら、大臣らは一堂に會し、ハンを稱揚して寛溫仁聖皇帝(ᠵᠣᠰᠢᠨ ᠤᠨᠤᠯᠤᠰ ᠤᠨᠠᠳᠤᠷᠢᠭᠭᠡ ᠬᠠᠨ)、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とした。とあり、天聰一〇年四月一日であることが明らかとなる。また、同檔冊によつてその前後の經過も詳細に知ることができ、同年三月二六日に外モンゴル各省のベイレら、漢人の都元帥孔有徳、總兵官耿仲明、尚可喜が瀋陽城に到着している。また『登ハン大位檔』四月八日の記事に、

ハンに大禮(amba doro)を定めるために、アンバ・ベイレ、和碩シルガラン・ベイレら一〇人、諸ベイセ、上等公

ヤングリ・エフ、固山額眞のタンタイ、宗室⁽²⁶⁾バイントウら七人、モンゴルの八固山額眞、六部の大臣ら、都元帥孔有德、總兵官耿仲明、尙可喜、石廷柱、馬光遠、外モンゴル諸省のベイレであるトゥシエトウ・ジノンら二人、アイマンのホン・バトゥルら九人、カラチンのタブノン・グウルシプら四人、滿洲・モンゴル・漢の文武諸官が大衙門 (amba yamun) に集まり、衆議決定の上、ハンの大門 (amba duka) に來て、整列して立つた。⁽²⁷⁾ ついで衆ベイレら、大臣ら全員でハンの大門外において滿洲・モンゴル・漢の三國の文書を呈するために、滿洲語の文書は吏部の和碩メルゲン・ダイチン・ベイレが、モンゴル語の文書はコルチンのトゥシエトウ・ジノンが、漢語の文書は都元帥孔有德が、それぞれ兩手で高く捧げ持ち、衆ベイレら、大臣ら、文武諸官は皆一齊に跪いた。ハンが臺上樓に座しているところに内侍衛が告げに來て、⁽²⁸⁾ 「衆ベイレら、大臣らが皆、大門に來て、三種の文書を持って跪いている。」と奏上したので、ハンの傍らに待機していた滿洲・モンゴル・漢の三種の文官がハンの旨で行き、衆ベイレら、大臣らの上奏文を受け取り、兩手で高く捧げて内に持つて行つた。⁽³⁰⁾ 跪いていた衆ベイレら、大臣らは三跪九叩頭した後、ハンの旨の來るのを待ち、兩翼に整列して立つた。文人は上奏文を臺上樓に持つて來て、ハンの前に跪き、文書を高く捧げ持ったまま讀み上げた。その文書の言。「衆ベイレら、大臣ら、文武諸官、外の各省の貝勒らは、天の慈しみ輔ける時機に従い、その時運に合わせる。ハン・エジエンよ。貴方は天下の亂れた時に遭遇して、德を修めて天の命を受け、逆らう者は武力で討ち、従う者は招撫し、仁・寛の心を萬民に施して、朝鮮國を降服させた。モンゴル國を一つに統合した。玉璽を得た。内外を和合した。上にあつては天の心に適い、下にあつては民の意に合致している。このため、衆人は皆、天の命に従つて尊號を定める。決して、全國の意を無にして拒むことのないように。様々な品は全て準備し終わっている。」と。ハンは衆ベイレら、大臣らの上奏文を聞き終わつた後、衆ベイレら、大臣らに旨を下し、「衆ベイレら、大臣らよ。汝らは、私が尊號を受け取れと、先の二年に重ねて奏上してきた。私が尊號を受け取れば、上にあつては天の意に適わないのではないかと恐れた。下にあつては民の心に合致しないのではない

かと恐れしたのであり、本當に拒んだわけではなかった。今また、内外の衆ベイレら、大臣らが一堂に會して大位を受け取れと重ねて懇願するのであれば、私は汝ら衆人の意を無にしてまで拒むことができないので、言に従うことにした。ただ私が尊號を受け取れば、國のために憂え、道に勤めて統治する禮に反することになるのではないか。私は常々、一所懸命に統治したいと言っており、これに反して意が至らずに過ちを犯せば、天の輔けでそのことを思い知らされることになるぞ。衆ベイレら、大臣らよ。汝らが私に重ねて提言し、尊號を取れと言っても、汝らが各自の職務に勤めて政道を輔けないならば、汝らの罪は汝ら自身が知ることになるぞ。」と、文人を遣わして、跪いている衆ベイレら、大臣らの前で告げたので、衆人は皆喜び、三跪九叩頭した。

とあるように、同日、滿洲・モンゴル・漢族の三國による衆議決定の形式でホン・タイジを皇帝 (huwangji) に推戴したい旨を奏上し、ホン・タイジがこれを受諾している。ついで翌九日から三日間齋戒した上で一日に天壇に赴き、前述のごとくホン・タイジを稱揚して寛溫仁聖皇帝^{ヘン}、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年としたのである。また同日、父ヌルハチ、母イエヘ・ナラ氏、始祖ドウドウ・メンテムとその妻、高祖ドウドウ・フマンとその妻、曾祖ギオチャングとその妻、祖父タクシとその妻、宗室の祖リドゥン・バトル、功臣フィオンドンとエイドゥを追尊して廟位を立てることを告示し、翌一二日に施行している。『登ハン大位檔』に轉載されている四月一二日の祝文には、⁽³¹⁾

大位を繼いだ子が、父ハン、母フジンの神位の前で敢て告げ語ること。朕は、父ハンの残した重いハン位を受けて一〇年になるまで、晝夜なく愁い、父ハンの先の意に近附きたいと畏れ、内は禮に従い、外の國を征討し、朝鮮國を降服させ、モンゴル國を一つに統合し、玉璽を得たので、衆ベイレら、大臣ら、外省の衆ベイレらが會して、天の時機に従いたいと、朕を稱揚し、皇帝位に付け、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした。これは、父ハン、母フジンの残した福であるぞ。朕はこの故に父ハン、母フジンの驚嘆するべき福、功、徳を重く思い、古制に倣い、追封して父ハンを承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝と、母フジンを孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后⁽³²⁾として、そ

の神位を立てて祭り、萬世に稱揚するよう定めた。父ハン、母フジンの神魂がはっきりと知れば、これより以降、密かに援助の手を差し延べ、子々孫々その世代を果てしなく延ばし、國を盛んにするであろうことを、祈り求める。とあるほか、同日における父ヌルハチ、母イェヘ・ナラ氏などに對する一連の追封の祭禮について傳える記事には、祭禮を終えるに際して、

上太祖・太後の墓を福陵と稱した。

とあり、父を承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝、母を孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后と追尊し、その墓を福陵と稱したことがわかる。また同日に功臣フィオンドンとエイドゥを追尊して廟位を立てることを記した祝文には、

○大清國の崇徳・丙子・元年四月一二日における寛溫仁聖皇帝の旨。大臣フィオンドン(33)の靈魂を祭り告げること。

○大清國の崇徳・丙子・元年四月一二日における寛溫仁聖皇帝の旨。大臣エイドゥの靈魂を祭り告げること。

とあり、この日から崇徳の元號を實際に用いていることを知る。そして『登ハン大位檔』四月一三日の記事には、

寛溫仁聖皇帝(33)は天地に告げて大位に即き、太祖、太后、衆祖を追封して功、徳を稱揚し、廟位を立てた慶賀の禮を行うにより、一三日・丁亥の日に、衆ベイレ(34)ら、大臣ら、滿洲・漢・モンゴルの文武諸官が大殿に整列し終えた後、聖

皇帝は出て玉座に座った。それから滿洲の衆ベイレ・大臣ら、外モンゴル諸省の衆ベイレ・大臣ら、衆漢人大臣らの順で、それぞれ慶賀のために奉じる賀表を宣讀した。(35)その賀表の言。「奉天承運寛溫仁聖皇帝・エジエンは天地に告

げて大號を定め、萬民の願望に適って、太祖・太后の功、徳を稱揚し、廟位を立てて、萬世に永く名を掲げ、歴史書に載せた。祖先らの姓、名、功、徳を示し、後世に稱揚した。功臣らを表彰した。」と。ついで滿洲の衆ベイレ・大

臣ら、外モンゴル諸省の衆ベイレ・大臣ら、衆漢人大臣らのそれぞれに對して、聖皇帝が敕書を下し、文官が兩手で捧げ持つて宣讀した。(36)その敕書の言。「寛溫仁聖皇帝の旨。朕は徳が乏しい。大位を受け取って、汝ら衆人の意に至

らないのではないかと畏れている。汝ら衆人がしきりに幾度も催促するのに對し、朕はそう何度も辭退することがで

きないので、謹んで天地に告げて尊號を受け取った。衆ベイレら、大臣らよ。汝らも亦、一致團結した心でそれぞれに委ねた職分を敬え。道によって輔け、朕の意の至らないところは是正し、身を正しくして衆人を教え導け。心を公平にして法を行え。小利を決して貪るな。功名に心を盡くせば富貴はそこに自然に附いてくるぞ。衆人を養え。民を慈しめ。上に對しては天意に適うようにせよ。下に對しては民の願いに合致するようにせよ。このようであれば、君・臣は正しくなる。政治事務を行うことができる。萬民は一つになる。天も亦、補助するぞ。天下は皆、聞くがよい。」と。これに對し、滿洲・モンゴル・漢の各大臣が「萬歳の皇帝の旨は國にとって福であるぞ。」と答え、衆ベイレら、大臣らは三跪九叩頭した。⁽³⁷⁾ その次に、滿洲・モンゴル・漢の執事文官ら、都察院の内外大臣ら、贊禮官らが九跪二七叩頭した。

とあり、一三日、玉座に座ったホン・タイジは、滿洲・モンゴル・漢族の三國それぞれに對する形式で慶賀の禮を行い、寬溫仁聖皇帝としての敕書を下し、叩頭禮を受けている。そして同日、聖皇帝が大位に即いた禮により特赦を行った。⁽³⁸⁾ 以後、同月二三日にヌルハチとイエヘ・ナラ氏の廟號に關する典例、皇帝の宮殿名、四等（和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子）からなる衆王の品級を定めたのはじめ、翌崇德二（一六三七）年にかけて、皇帝、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子の間における上下の區別に關する祭祀典禮、儀仗の制や、各種の典例をつぎつぎに定めており、その規定範圍は女性にも及び、皇后、東大妃、西大妃、和碩福晉、多羅福晉、多羅貝勒の妻福晉、固山福晉、固倫格格、和碩格格、多羅格格、固山格格の間における上下の區別も定められているのである。⁽³⁹⁾

このように、『登ハン大位檔』によってホン・タイジの皇帝號の由來、及び父ヌルハチと母イエヘ・ナラ氏の諡號（皇帝號・皇后號・廟號）及び陵名制定の經過は明らかとなったが、このうち、ホン・タイジの皇帝號については、『舊滿洲檔』・『滿文老檔』によって、滿洲語表記が「*gosin onco hūwaliyasun enduringge han*」であること、また順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の漢文本によって、漢字表記が「寬溫仁聖皇帝」であることは知られていた。しかし、この滿洲

語と漢字の表記からは、「仁」「寛」という皇帝の徳に關わる意義だけを稱揚したように理解できる。ところが、『登ハ
ン大位檔』に轉載されている天聰一〇年四月八日の上奏文に、

ハン・エジエンよ。貴方は天下の亂れた時に遭遇して、徳を修めて天の命を受け、逆らう者は武力で討ち、従う者は
招撫し、仁・寛の心を萬民に施して (gosin onco be tunen irgen de selgiyeh)、朝鮮國を降服させた。モンゴル國
を一つに統合した。玉璽を得た。内外を和合した (dorgi tulergi be hüwalyambuha)。上にあつては天の心に適い、
下にあつては民の意に合致している。このため、衆人は皆、天の命に従つて尊號を定める。

と、また前掲の四月一日の表文に、

そのため、内外の衆ベイレら、大臣らは一堂に會し、ハンを稱揚して寛溫仁聖皇帝 (gosin onco hüwalyasun
enduringge han)、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした。

とあることから、寛溫仁聖皇帝の滿洲語表記「gosin onco hüwalyasun enduringge han」は、「仁・寛の心を萬民に
施して (gosin onco be tunen irgen de selgiyeh)」における「仁・寛の心」と、「内外を和合した (dorgi tulergi be
hüwalyambuha)」における「和合」とを特筆して「gosin onco hüwalyasun」と稱揚したことが知れるのである。と
なれば、天聰一〇年四月におけるホン・タイジの皇帝號の滿洲語表記は、單に皇帝としての徳を備えていることだけを示
したにとどまらず、「内外を和合」して多民族國家の君主となったことを象徵するものとして捉えられよう。しかもこの
場合、寛溫仁聖皇帝の漢字表記は滿洲語表記からの翻譯であり、その結果、漢字表記では「内外を和合した」意義を象徵
する意味合いが稀薄になったとも考えられるが、いかがであらうか。

なお附け加えるならば、ともすれば、ホン・タイジの皇帝即位は明朝を意識したものとして、また「内外を和合した」
とする場合の「内外」とは、皇帝に推戴した滿洲・モンゴル・漢の三族をさすものとして理解されようが、四月一日の
祝文に、

マンジュ國の臣ホン・タイジが敢て天地に告げること。私の眇躬がハン位を繼いで以來、大道のために常々思いを巡らし、時ごとに薄氷を踏むように憂慮し、深夜に横になり、夜明け前に起きて勵むこと、一〇年になった。天は慈しんで父祖の道を興し、朝鮮國を降服させた。モンゴル國を一つに統合して、玉璽、疆土を得た。内外の大臣ら、衆民は皆、私に功があるとして、尊號を宣揚して天の意に適いたいと言うので、私は「大明國とまだ敵對している。尊號を受け取ることはできない。」と言って何度も拒むことはできない。衆人の意に従い、皇帝位(hūwāngdi soorin)を受けて、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とした。

とあるように、皇帝即位を滿たす條件として、マンジュ國・モンゴル國の支配、朝鮮國の平定、大元傳國の玉璽の獲得が示されているのと同時に、不足の條件として敵對する大明國の存在が示されているのである。したがって、和合した「内外」とは、マンジュ國(滿洲族)、モンゴル國(モンゴル族)、大明國の一部としての漢族に加えて、朝鮮國をも含むものであり、ホン・タイジが皇帝位に即いた究極には、東北アジア、内陸アジア、中國内地を支配した大元國皇帝を繼承するものとしての意識があったとはいえないか。このことは、清の天聰一〇年四月以降における對朝鮮・對明政策の重要性を示すものであり、『登ハン大位檔』が特にその末尾部分に崇徳二年六月一九日における「朝鮮國を二度平定し、大明國の皮島を壊滅させた禮による祝文」を轉載していることの意味合いも、この點にあったと捉えられよう。いずれにせよ、ここに清朝は多民族國家として大きく前進することとなったのである。

ところで前述のごとく、ホン・タイジは天聰一〇年四月一日に皇帝位に即き、崇徳改元、大清國への國號改稱を行ったのであるが、従來利用することのできた滿文檔案では、天聰一〇年四月一日以降のホン・タイジに對して「hūwāng-di(皇帝)」の表記を用いていない。例えば『舊滿洲檔』や『滿文老檔』をみると、天聰一〇年四月の前・後で滿洲語表記が「han」から「gosin onco hūwāliyasun enduringge han」や「enduringge han」に變わっているものの、一貫して「han」の表記を用いており、ホン・タイジに關して「hūwāngdi」の表記を用いた記事は全く收録されていない。こ

の點については、滿洲文では特に「*hūwangdi*」の表記を用いずに、「*han*」の表記で皇帝をも表したと考えられないこともない。滿文老檔研究會譯註『滿文老檔』（Ⅰ～Ⅶ、東洋文庫刊、一九五五～六三年）で、原文における「*han*」の表記に對する譯出が天聰一〇年四月一〇日までは「*Han*」、崇徳元（＝天聰一〇）年四月一日以降は「皇帝」となっているのも、皇帝位に即いたことで原文における表記が「*han*」から「*gosin onco hūwalyasun enduringe han*」や「*enduringe han*」に變化していることを考慮した上で、あるいは原文における「*han*」の表記には皇帝の意味が加味されていると解釋した例ではないかと思われる。この譯出自體は妥當であり、特に異議を挟むものではない。しかしながら、『登ハン大位檔』に收録されている祝文や表文をみると、崇徳元年四月一日以降の滿洲文で特に「*hūwangdi*」の表記を用いずに、「*han*」の表記を用いていることにはある種の意味があつたように見受けられるので、その點について些か附言しておきたい。

『登ハン大位檔』の場合、崇徳元年四月一日に天壇で天帝の神位に祭告した祝文（『舊滿洲檔』や『滿文老檔』には未收録）には、ホン・タイジの言として、

衆人の意に従ひ、皇帝位（*hūwangdi soorin*）を受けて、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とした。

とあり、「皇帝位（*hūwangdi soorin*）」と明記している。にもかかわらず、その直後に宣揚した表文には、

内外の衆ベイレら、大臣らは一堂に會し、ハンを稱揚して寛溫仁聖皇帝（*gosin onco hūwalyasun enduringe han*）、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とした。

とあり、「*han*」の表記を用いている。また、翌一二日におけるヌルハチ、イェヘ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封する祝文（『舊滿洲檔』や『滿文老檔』には未收録）の場合にも、

大位を繼いだ子が、父ハン、母フジンの神位の前で敢て告げ語ること。朕は、父ハンの残した重いハン位を受けて一〇年になるまで、晝夜なく愁い、父ハンの先の意に近附きたいと畏れ、内は禮に従い、外の國を征討し、朝鮮國を降

服させ、モンゴル國を一つに統合し、玉璽を得たので、衆ベイレら、大臣ら、外省の衆ベイレらが會して、天の時機に従いたいと、朕を稱揚し、皇帝位(hūwangdi soorin)に付け、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とした。とあり、やはりホン・タイジの言として、「皇帝位(hūwangdi soorin)」と明記している。そしてこの一二日の場合にも前日の一日の場合と同様に、續いて宣讀した功臣フィオンドンとエイドゥを追尊して廟位を立てる二つの祝文の冒頭には共に、

○大清國の崇徳・丙子・元年四月一二日における寛溫仁聖^レ皇帝(gosin onco hūwaliyasun enduringge han)の旨。

とあり、「han」の表記を用いている。そして以上の二例を除く『登ハン大位檔』の他の記事においては、『舊滿洲檔』や『滿文老檔』に轉載されている記事と同様、全て「han」の表記を用いているのである。このことから、崇徳年間にはむしろ意識的に「hūwangdi」の表記を用いず、「han」の表記を用いたのではないかと思考する。すなわち、ホン・タイジは、父ヌルハチが對外的にのみ皇帝を自稱した段階から一歩進んで、滿洲・モンゴル・漢族の三國による衆議決定の形式で國內的にも正式にハン皇帝となったものの、ヌルハチ以來の滿族社會におけるハンがグサ制に制約される支配構造⁽⁴⁰⁾を超越する支配基盤を確立していなかったことから、「gosin onco hūwaliyasun enduringge han」や「enduringge han」の表記によって、從來の單なる「han」と異なり、滿洲・モンゴル・漢の三族の上に君臨する新しい「han」であることを意識的に強調する體制をとったのではあるまいか。後年作成の辭書ではあるが、康熙四七(一七〇八)年の御製序を付した『御製清文鑑』卷二に、

○「hūwangdi」徳が天地に相等しかった場合を hūwangdi (皇帝)と稱揚する。

○「han」國を統一したエジェン(主)を、^{フンカ}滿洲のハン・モンゴルのハンと稱揚する。

とあり、「han」に對して特に滿洲族社會、モンゴル族社會に關連する語彙解釋を付していることや、雍正一二(一七三五)年の序のある『音漢清文鑑』第二卷に、「hūwangdi, 皇帝」「han, 君」とあるように、清初期に作成された滿・漢對

譯の辭書類では例外なく「hūwangdi」と「han」とを明確に區別していることは、このことを裏書きするものといえよう。この推論の是非はともかく、崇徳年間の滿洲文で一貫して「han」の表記を用いていることは、清朝におけるグサ制の制約を越えるハン權確立の形成過程を考える上で、留意すべき點であると思われる。

なお、順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の場合には、その漢文本が、天聰一〇年四月の前・後で「汗」の表記から「皇帝・皇上」などの表記に變えて、ホン・タイジが皇帝であることを明示しているほか、滿文本においても、

父・太宗文皇帝 (ama taizung šu hūwangdi) がさらに加えて規模を廣げたことに對し、……(序)

とあるように、ホン・タイジに對して明確に「hūwangdi (皇帝)」の表記を用いている。これは、檔案と實錄における史料の性格の相違もさることながら、入關、北京遷都を経て順治帝が文字通り中國皇帝になり、清朝における政治的背景が大きく變化していく中で『大清太宗文皇帝實錄』が編纂されたことによるものと考えられる。

次に、ホン・タイジの父ヌルハチ及び母イェ・ナラ氏の諡號(皇帝號・皇后號・廟號)と陵名を制定した經過に移りた。ホン・タイジの皇帝即位、崇徳改元、大清國への國號改稱が天聰一〇年四月一日である以上、その父母の諡號と陵名の制定はこの日以降のことになるはずである。ところが、従来の檔案や實錄などの諸史料では記事内容や表記に統一性がなく、ヌルハチ及びイェ・ナラ氏の諡號(皇帝號・皇后號・廟號)及び陵名制定の經過が判然としない。例を示そう。『舊滿洲檔』や『滿文老檔』では、ヌルハチ存命中の天命一〇(一六二五)年の記事からヌルハチに對して太祖の廟號を付している。また陵名や皇帝號については、崇徳元(一六三六)年六月の記事から福陵の記載がみえ、同年七月の記事からヌルハチを上太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝、イェ・ナラ氏を上太后孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后と記しているものの、いずれの場合もいつの制定によるものかは明確な記載がない。

次に實錄をみると、崇徳元年告成『大清太祖武皇帝實錄』に、天命一一(一六二六)年八月一日にヌルハチが死亡し、その翌日に遺體を埋葬したことを傳える記事が轉載されている。しかし埋葬については「安厝于瀋陽城內西北角。」(卷

(四)としかみえず、その陵の建造や廟號制定に關する記載はない。その後の推移を順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』によつて整理してみると、同年九月一日にハン位を繼いだホンタイジは、天聰三(一六二九)年二月一〇日、瀋陽城の東二〇里にある石嘴頭山にヌルハチと自分の生母を合葬させているが、この時も墓前の東西に坊を建てただけのごく簡素なものであり、やはり陵の建造や廟號制定に關する記載はみえない。ついで同八年一〇月六日、工部に命じて、中國の古制に倣い、松並木を整え、虎、獅子などの石像を並べ、體裁を整えたとあるが、依然として陵名や廟號制定に關する記載はない。にもかかわらず、その一方で順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の滿文本では天聰年間から太祖の廟號を用いているほか、その漢文本にいたっては、天聰年間から福陵の記載がみえる上に、同・滿文本の記載に手を加えて、天聰年間から太祖の墓を陵と稱していたように改めている。一例として天聰一〇(一六三六)年三月一日の記事を示すと、滿文本に、

三月一日に、ハンは衆ベイレら・大臣らを率いて、上太祖ゲンギエン・ハンに對つて (dergi taidzu genggiyen han de) 清明節の禮によつて祭つた。(卷二八)

とあるのに對し、漢文本には、

三月初一日。以清明節。上率衆貝勒大臣。往祭太祖陵。(卷二二)

とあり、滿文本に「上太祖ゲンギエン・ハンに對して」とある部分が、漢文本では「太祖陵」に改められている。⁽⁴⁴⁾

このように從來判然としなかつたヌルハチ及びイエ・ナラ氏の諡號(皇帝號・皇后號・廟號)及び陵名制定の經過が、『登ハン大位檔』に轉載されている祝文と詔などによつて明確に跡づけられる。すなわち、前にホン・タイジの皇帝即位前後の經過を述べた際に示したように、ホン・タイジが皇帝位に即いた天聰一〇年四月一日、父ヌルハチ、母イエ・ナラ氏、衆祖を追尊して廟位を立てて祭る事情とその祭る禮を定める事情とを太祖・太后の金の墓前で告示。翌一二日、太祖・太后の廟、衆祖の廟を祭りに行き、衆祖の廟位の前で追封する祝文を宣讀した後、父ヌルハチを承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝 (abka i hese be alifi forgon be muktembule. gurun i ten be fukjin ilbuda. fegecuke gungge

gosin hiošungga. horonggo enduringge hūwangdi) 母イヘ・ナラ氏を孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后 (gosin hiošungga. doro de akumbuha. ginggun ijishūn. haturingga eldengge. enduringge hūwang heo) と追尊し、やうにこの追封の祭禮を終えた後、上太祖・太后の墓を福陵と稱した。そして同月二三日にヌルハチとイエヘ・ナラ氏の廟號に關する典例として、「先の上ハン、上フジンを歴史書に記すことがあれば、その場合には祭文に記す場合であっても、稱揚した名を完全に記して、太祖、太后と記す。ただの通常の文に記す場合であっても、普通に言の葉にのせる場合であっても、その場合には上太祖、上太后という。」と定める詔を下したのである。

ところでこの場合、二つの點が問題とならう。第一點は、『登ハン大位檔』においても、ヌルハチ、イエヘ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封した崇徳元(≡天聰一〇)年四月二日の前日の記事で「太祖」、「太后」の表記を用いているが、この「太祖」、「太后」の表記をどのように解釋するかであり、第二點は『登ハン大位檔』の崇徳元年四月一二日における追封の祝文にみえる「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」の滿洲語表記が、同じく崇徳二年九月二七日における祝文にみえる表記と少しく異なっていることをどう捉えるかということである。

先ず第一の點であるが、『登ハン大位檔』天聰一〇年四月一日の記事には、ホン・タイジを稱揚して寬溫仁聖皇帝、國號を改めて大清國、年號を改めて崇徳元年とする表文を宣揚したことに續いて、

ハンはそれから、太祖 (taidzu)、太后 (taiheo) の墓 (eifu) に廟位 (mio soorin) を立てる事情を告げに行かせるために、上等公ヤングリ・エフラ一六人を遣わし、また文官ヒフェラ三人に祝文を持たせ、太祖の金の墓 (caidan i aisin i eifu) に告げるために遣わした。(46) 彼等は墓前に跪いて祝文を宣告した。その祝文の言。「ハン位を繼いだ孝子が父ハンの神位の前で告げること。朕は古制に倣い、父ハン、母フジンの功德を稱揚し、四月一二日に廟位を立てて祭り、祭禮を定める。又、父ハンの意に適いたいと、始祖ドウドウ・メンテム、高祖ドウドウ・フマン、曾祖(ギオチャンガ)、祖父(タクシ)、この四祖、(及びその)四妣(mama)を追尊し、廟位を立てる。宗室の祖リドゥン・バ

トルを亦、(四祖の) 次席に定める。父ハンの神魂が知れば、(衆祖も) 皆遍く聞き知ることになろう。又、功臣フィ
 オンドン、エイドゥの靈魂を亦、父ハンの兩側に立てる。どのようにしても父ハンの神魂が慈しみ思つて招く所に至
 りたい。」と。祝文を宣告し終えた後、三跪九叩頭し、祝文を燒いて、大臣ヤングリらは戻つて來た。それから聖ハ
 ンは壇前に的を立たせ、箭を射る名人らに射させた。その後、戻り來る際には、儀仗の品を前に列べ、陶製の鼓によ
 る樂を響かせながら、盛京城の德盛門を入つて來た。

とある。この場合の「太祖」、「太后」の表記はどう解釋すればよいのであろうか。この直前にホン・タイジを皇帝と稱
 揚していることから、廟位を立ててヌルハチ、イエヘ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封する前日ではあるが、「太
 祖」、「太后」の諡號で表記したに過ぎないと考えられないこともない。しかし、引用記事に「太祖 (taizu)、太后
 (taiho) の墓 (cifu) に廟位 (mio soorin) を立てる」、「祝文を持たせ、太祖の金の墓 (taidzu i aisin i efu) に告げ
 る」とあり、陵と表記していないことを考慮すると、諡號とは考えにくい點が残る。むしろ崇徳元(≡天聰一〇)年四月一
 二日にヌルハチ、イエヘ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封する以前から、一般的な宗廟の制として「太祖」、「太后」
 の廟號を用いていたと考えるべきであろう。その開始時期として最も可能性の高いのは、「太祖、太后の墓」、すなわち
 太祖と太后とを合葬させた「太祖の金の墓」を建造した時であり、順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』に従うならば、瀋陽
 城の東二〇里にある石嘴頭山に墓を移してヌルハチとイエヘ・ナラ氏を合葬させた天聰三(一六二九)年二月一〇日とい
 うことになる。なお、前述したように『舊滿洲檔』や『滿文老檔』では、天命一〇(一六二五)年五月二九日の記事で
 ヌルハチに對して太祖の廟號を付している。ヌルハチ存命中のことであり、時期的に全く矛盾する表記であるが、實際に
 『舊滿洲檔』收字檔に轉載されている同記事を調べると、

太祖 (taizu) ゲンギエン・ハン(≡ヌルハチ)の弟ダルハン・バトゥル・ベイレの第五子ジャイサング・(原文一語
 塗抹) タイジが(原文一語塗抹) 死んだ。二八歳であった。(臺北・故宮博物院編印『舊滿洲檔』四、一八九二頁、一九六九年)

とある部分は、もともとの行間に加筆されたものであることがみてとれる。また『滿文老檔』の場合には、おける加筆・塗抹後の記述と同一である。したがって、ヌルハチに對して太祖の廟號を付している天命一〇年五月二九日の記事は、後世、おそらくは天聰三年以降に加筆されたものであらう。

それでは、ヌルハチとイエハ・ナラ氏を合葬させた頃に、一般的な宗廟の制として廟を建て、「太祖」、「太后」の廟號を用い始めていたとした場合、崇徳元（（天聰一〇））年四月一二日に廟位を立ててヌルハチ、イエハ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封したこととの關係はどのように捉えればよいのであらうか。このことについては、崇徳元年四月一二日にヌルハチ、イエハ・ナラ氏をそれぞれ皇帝、皇后に追封したことにより、それまでの一般的な宗廟の制としての廟號の性格から、太廟に祭る際の諡號に變化したと捉えたい。『登ハン大位檔』の四月一二日における追封の祭禮が太廟の西側で施行され、しかも衆祖の神位を追封すると共に、衆祖の廟前に作った太祖廟の神位を追封し、太祖廟が太祖・太后の神廟とも記されていることは、この變化を示すものと考えられる。またこの性格上の變化があつたからこそ、同月二三日にヌルハチとイエハ・ナラ氏の廟號に關する典例として、通常は「上太祖」、「上太后」と稱し、歴史書や祭文に記す場合には皇帝號と共に「太祖」、「太后」と記すことを定める必要が生じたのではあるまいか。

次に第二の點に觸れることにしたい。『登ハン大位檔』崇徳元（（天聰一〇））年四月一二日における追封の祝文には「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」の滿洲語表記として「*gosin hiöšungga. doro de akumbuha. ginggun ijšün. hüturingga eldengge. enduringge hüwang heo*」とあるが、これを同史料の末尾部分に轉載されている上太后の命日にあつて福陵の上太后の神位に祝文を祭告した崇徳二（（一六三七））年九月二七日の⁽⁵⁰⁾記事にみえる滿洲語表記の「*gosin hi-yöšungga dorö de akumbuha ginggun ijšün eldengge hüturingga enduringge hüwangheo*」と對比してみると、「*hiöšungga*」と「*hi-yöšungga*」、「*hüturingga eldengge*」と「*eldengge hüturingga*」の部分が相違する。ところへ「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」の滿洲語表記は、『登ハン大位檔』に限らず、他の檔案史料においても表記上の不

統一が見受けられるのである。そこで先ず、『舊滿洲檔』、『滿文老檔』の無圈點本と有圈點本（いずれも遼寧省檔案館所蔵の原本からのマイクロ・フィッシュによる）の各檔案史料にみえる崇徳元年における「孝慈昭憲純徳貞順成天育聖武皇后」の滿洲語表記を檔案ごと整理すると、

○『舊滿洲檔』日字檔・字字檔

六月一日・九月二七日の兩記事

gosin hiošungga dorо de akumbuha ginggün ijishūn eldengge hūteringga enduringge hūwang heo

七月一日・十一月一日の兩記事

gosin hioošungga dorо de akumbuha. ginggün ijishūn hūteringga eldengge enduringge hūwangheo

○無圈點『滿文老檔』

六月一日・九月二七日の兩記事

gosin hiošungga dorо de akumbuha, ginggün ijishūn, eldengge hūteringga enduringge hūwang heo

七月一日・十一月一日の兩記事

gosin hioošungga dorо de akumbuha, ginggün ijishūn, hūteringga eldengge enduringge hūwangheo

○有圈點『滿文老檔』

六月一日・九月二七日の兩記事

gosin hioošungga dorо de akumbuha, ginggun ijishūn, eldengge hūteringga, enduringge hūwangheo

七月一日・十一月一日の兩記事

gosin hioošungga dorо de akumbuha, ginggun ijishūn hūteringga eldengge enduringge hūwangheo

となる。なお、各檔案で月・日を同じくする記事はそれぞれ同一内容のものであり、このうちの崇徳元年九月二七日の記事

事は、『登ハン大位檔』崇徳二年九月二七日の記事と同一の内容である⁽⁵¹⁾。また表記の相違の中には、「ginggün」ゝ「ginggun」など、單に無圈點文字と有圈點文字とによる表記上の相違によるものが含まれており、『登ハン大位檔』にもみられた「hišungga」ゝ「hiyošungga」もそのひとつと考えられる。これらを除くと、表記上の相違として問題となるのは「eldengege hūtingga」ゝ「hūtingga eldengege」の部分ということになる。『舊滿洲檔』、『滿文老檔』の無圈點本と有圈點本に關する整理結果から直ちに判るように、いずれの檔案史料の場合も六月一日・九月二七日の兩記事と、七月一日・十一月一日の兩記事とで「eldengege hūtingga」ゝ「hūtingga eldengege」の部分が相違し、しかも前者は『登ハン大位檔』の崇徳二年九月二七日における福陵の上太后の神位に祝文を祭告した記事にみられる表記と、また後者は『登ハン大位檔』の崇徳元年四月一二日における追封の祝文にみられる表記とそれぞれ一致している。このような表記の不統一が生じたのは、おそらくは各檔案に轉載する際にもとの表記の相違をそのまま繼承したためであろう。その場合、『登ハン大位檔』、『舊滿洲檔』、『滿文老檔』における作成時期の順序が問題となろう。このうちの『舊滿洲檔』が『滿文老檔』よりも先に作成されたことは既に確かめられている⁽⁵²⁾。したがって残るのは『登ハン大位檔』と『舊滿洲檔』とにおける作成時期の順序である。このことを解明するためには兩檔案に關する詳細な検討作業を要することはいうまでもないが、この段階でもひとつの推論を提示することはできるのではないかと愚考する。すなわち、『登ハン大位檔』、『舊滿洲檔』、『滿文老檔』に共通して收録されている九月二七日における福陵の上太后の神位に祝文を祭告した記事が、『登ハン大位檔』では崇徳二年のこととなっているのに對し、『舊滿洲檔』と『滿文老檔』では崇徳元年のこととなっていることから、本來が崇徳二年のことであった記事を『舊滿洲檔』の編纂時に崇徳元年に改變して轉載し、『滿文老檔』に繼承されたとの推論である。無論この場合にも、『登ハン大位檔』と、『舊滿洲檔』・『滿文老檔』とでは編纂繼承の流れを全く異にするのではないか、あるいはまた『滿文老檔』の編纂時にどうして滿洲語表記の統一を行わなかったのかなどの疑問點が残ることになる。以上の推論の是非はともかく、『登ハン大位檔』をはじめとして、崇徳元々二年の記事に

おける「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」の滿洲語表記に表記上の不統一性がみられることについては、崇徳元年四月一二日に初めて皇后に追封したことから生じた滿洲語表記の體裁としての不備と捉えられよう。

ホン・タイジの父ヌルハチ及び母イエヘ・ナラ氏の諡號及び陵名について今一度まとめておくと、崇徳元（『天聰二〇』）年四月一二日に「承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝」・「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」の皇帝號・皇后號と「福陵」の陵名とが制定され、同月二三日に、通常は「上太祖」・「上太后」と稱し、歴史書や祭文に記す場合には皇帝號と共に「太祖」・「太后」と記すことが定められたのである。

以上のような経過でホン・タイジは皇帝位に即いたのであるが、その際、長幼の序列はどうなっていたのであろうか。またハンと宗室諸ベイレとの間の區別についてはいかなる施策がとられたのであろうか。次にその點について検討してみたい。

四

かつて、清初ハン權の形成過程を検討した際に觸れたように、⁽⁵⁴⁾先學の研究の指摘によれば、⁽⁵⁵⁾入關前における滿族の社會には、

○グルン (gurun, 國) におけるハンとイルゲン (ingen, 民) との關係。

○部族 (氏族) 集團におけるベイレ (beile) ・アンバン (amban, 大人・大臣) とジュシエン (jušen) との關係。

○ボー (boq, 家) におけるエシエン (ejen, 主) とアハ (aha, 奴・僕) との關係。

という三つの基本的な從屬關係があり、これらはさらに全體として、

ハン——ベイレ——アンバン・ハファン (hafan, 官) ——ジュシエン・イルゲン

という構造を持ち、この中で、本來が一グサの主にすぎないハンは、その勢力基盤も宗室一族内における他のグサのベイ

レたちと同等であり、ハンといえども長幼の序列に縛られるというグサ制の制約の中にあつたのである。

その長幼の序列について結論から先に言うならば、ホン・タイジが皇帝位に即いた天聰一〇（崇徳元）年四月一日前後においては、未だ完全に消滅したとはいえない社會的状況にあつた。『登ハン大位檔』に轉載されている記事の中から三例を示そう。先ず崇徳元年四月二三日に詔を下し、祭天の場所、太廟を祭る場所、一般の全ての場所に行く場合の隊列に關する典例を定めているが、その定例の中には、

あらゆる狩獵・戦争に行く道に、王が皇帝のために來るのであれば、衆グチュはグサによって考慮し、側方を、世代の遠い者から序列を付けて整列して行く。

とある。次に同じく六月六日に、皇帝、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子が出會つた場合、王の門前を通過する場合における上下の區別に關する典例（その規定範圍は女性にも及ぶ）を定めているが、その末尾には、

和碩福晉ら、多羅福晉らは、親王、郡王の門では、世代を考慮して下りよ。それ以外の門では決して下りるな。福晉らが下りないならば、侍女らも決して下りるな。

とある。また同一〇月一六日に、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子が、固倫格格、和碩格格、多羅格格、固山格格と路上で出會つた場合における上下の區別に關する典例を定めているが、その冒頭には、

親王、郡王が路上で固倫公主、和碩公主と出會つた場合には、互いに恭しく譲り合つて、上の世代を先に行かせて、路上で擦れ違つて行け。

とある。四月二三日の規定にみえる「世代の遠い者から序列を付けて」が「長幼の順に従う序列を付けて」の意であり、六月六日の規定にみえる「世代を考慮して下りよ」が「長幼の序列に従つて下りよ」の意であること、また一〇月一六日の規定にみえる「上の世代を先に行かせて」が「長幼の序列に従つて行かせて」の意であることは言をまたない。

このように、長幼の序列を示す例は數多くみられるが、中でも興味深いのは、ホン・タイジが皇帝位に即く直前の天聰

一〇年四月八日に、滿洲・モンゴル・漢族の三國による衆議決定の形式でホン・タイジを皇帝に推戴したい旨を奏上し、ホン・タイジがこれを受諾する記事である。この奏上に際して、一同が大衙門に集まり、衆議決定の上、ハンの大門に來て、整列して立ったという記載部分に續いて、

ハンは「アンバ・ベイレ (amba beile) が來ている。」と聞いて、内官ら⁽⁵⁸⁾を遣わし、「『アンバ・ベイレは退け』と告げよ。私をハン父 (ヌルハチ) は大兄 (アンバ・ベイレ) と一様に慈しみ、養育した。今、私は老兄 (アンバ・ベイレ) の叩頭を受けるべきではない。」と告げた。そこで、アンバ・ベイレが答えて、「ハンの尊號を定める際に私が跪かないならば、君 (han)・臣 (amban) の節義ではなくなるぞ。」と繰り返し拒んだところ、ハンが言うのには、「兄は衆人の叩頭を受けるべきではない。別に避けて立つがよい。兄の叩頭を私も亦、受けるべきではない。酒宴の場であれば、私の旨を受けて座るがよい。」と重ねて斷り、言葉を盡くして勸告した。

とある。このアンバ・ベイレとは、前年九月二五日に斷罪され、「Amba Beile と稱するのをやめさせ、和碩貝勒を革去⁽⁵⁹⁾」するよう議定されたダイシャン (ヌルハチの次子でホン・タイジの兄) のことである。兄を斷罪できるまで自己のハン權を強化させたホン・タイジではあるが、「ハンの尊號を定める際に私が跪かないならば、君 (han)・臣 (amban) の節義ではなくなるぞ。」とまでいうアンバ・ベイレに對して、結局は「老兄」に叩頭させるわけにはいかず、かといって、ホン・タイジと同じく衆人の叩頭を受けさせることもならず、アンバ・ベイレを別の場に避けて立たせるしかなかった経緯を知り得る。その際、「酒宴の場であれば、私の旨を受けて座るがよい。」と附言している點に、長幼の序列を越えようとするホン・タイジの意圖の一端が窺えよう。

ところで本稿二で觸れたように、皇帝の位に即いたホン・タイジは、中國における皇帝と王という關係を導入すること、長幼の序列が優先されていたハンと宗室諸ベイレとの間を明確に區別しようとしていたと考えられるが、皇帝即位後にとつた施策に關して『登ハン大位檔』にはどのような記載上の特色がみられるのであろうか。

その最大の特色は、皇帝即位後の四月二三日に詔を下して衆王（wang）の品級を定めたことである。一般に、皇族に對する九等の爵位（和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子、鎮國公、輔國公、鎮國將軍、輔國將軍、奉國將軍）を制定したとされてゐるのは異なり、『登ハン大位檔』には、

第一等を和碩親王という。第二等を多羅郡王という。第三等を多羅貝勒という。第四等を固山貝子という。

とあり、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子という特に滿洲語を付した上位四等の爵位だけが制定されている。ここに該當する皇族は、天聰年間にグサを支配すると共に最高政治に關與していた和碩貝勒を含む議政貝勒とグサ所屬の諸貝レである。⁽⁶¹⁾このことは取りも直さず、本來一グサの主にすぎないハンの勢力基盤は宗室一族内における他のグサのベイレたちと同等であり、ハンといえども長幼の序列に縛られるというグサ制の制約の中であつて、⁽⁶²⁾ハンが名實ともに中央集權的な皇帝權を確立するためには、特に宗室一族内における他のグサのベイレたちとの間に上下關係を導入することが最優先の課題であつたことをよく示していよう。そしてこの四月二三日を境に、記載の上で「滿洲の衆ベイレ」は「滿洲の衆王」に變化するのである。⁽⁶³⁾しかもこの「衆王」に對しては、例えば先に觸れた崇德元年四月二三日における祭天の場所、太廟を祭る場所、一般の全ての場所に行く場合の隊列及び集合に關する定例の中で、

王自身だけが皇帝の傍らを入り來て、もしも皇帝と言葉を交わすのであれば、馬の頭の後ろに從つて、身を乗り出して話す。（中略）和碩親王、多羅郡王は、酒宴の席に座る場合であらうとも、あらゆる行禮の日に跪き終つた後に座る場合であらうとも、崇政殿（han-i yamun）の内、皇帝の天幕の内では座るな。先ず伺いを立てる言葉があつて、これに對する皇帝の許可する旨を受けて座る。皇帝の兩側には總數一二の天幕を設けて、左翼の王らは品級に從つて、左側の内天幕に座る。右翼の衆王は、品級に從つて右側の内天幕に座る。外省の親王、郡王らは亦、翼に從つて、王らと共に來て座る。その大臣らは衆王の後ろの天幕に座らせる。王の後ろには各六人の侍衛らが座るがよい。それより他の侍衛らはそれぞれグサのところに座るがよい。外天幕には固山貝子ら、固山額眞らが各自、グサの大臣らを率

いて、舊例のとおりにそれぞれ天幕に品級に従って座る。皇帝^{ヘン}に對して、衆王、大臣らが大禮の場所で文を呈する際、言を問う際、答える際には、いずれも跪いて呈する。跪いて問う。跪いて答える。一般の場所であれば、このとおりではない。

と規定しており、明確に皇帝^{ヘン}の下に位置付けようとしていたことがみてとれる。しかも、前掲の天聰一〇年四月八日の記事にみえるアンバ・ペイレの言には、

ハンの尊號を定める際に私が跪かないならば、君(han)・臣(amban)の節義ではなくなるぞ。

と、また四月一日にハンの帝號、國の改號、年の改號を宣揚した滿洲・モンゴル・漢の表文の冒頭には、

ハン・エジエンは、天の時運に適い、民の願いに至り、徳を修めて、朝鮮國を降服させた。モンゴル國を一つに統合した。玉璽を得た。功名は天下に知れわたった。そのため、内外の衆ペイレら、大臣らは一堂に會し、ハンを稱揚して寛溫仁聖^{ヘン}皇帝^{ヘン}(gosin onco hüwalyasun enduringe han)、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした。と、そして四月一三日における滿洲の衆ペイレ・大臣、外モンゴル諸省の衆ペイレ・大臣、衆漢人大臣らに對する寛溫仁聖^{ヘン}皇帝^{ヘン}の旨には、

衆ペイレら、大臣らよ。汝らも亦、一致團結した心でそれぞれに委ねた職分を敬え。道によって輔け、朕の意の至らないところを是正し、身を正しくして衆人を教え導け。心を公平にして法を行え。小利を決して貪るな。功名に心を盡くせば富貴はそこに自然に付いてくるぞ。衆人を養え。民を慈しめ。上に對しては天意に適うようにせよ。下に對しては民の願いに合致するようにせよ。このようであれば、君(han)・臣(amban)は正しくなる。政治事務を行うことができる。萬民は一つになる。天も亦、補助するぞ。天下は皆、聞くがよい。

とあり、ハンをハン・エジエン(君主)と稱すると共に、ハンとハン以外の者との關係について君(han)・臣(amban)關係を適應しようとしていたことが知れるのである。すなわち、

ハン——ペイレ——アンバン・ハファン——ジュシェン・イルゲン

という全體構造の中で、皇帝であるハン⁽⁶⁴⁾を唯一のハン・エジェン（君主）として一段上に位置付け、王であるペイレ以下の全てをハンの臣（アンバン）として、ハンの下に位置付けることで宗室一族内における他のグサのペイレたちに對する上下の區別を實現しようとしていたと捉えられる。ただ、例えば前引の崇徳元年四月二三日の定例において、「衆王」を明確に皇帝の下に位置付けると同時に「一般の場所であれば、このとおりではない。」と附言しているところに、君臣關係の導入による上下關係への移行が未だ不完全な状態にあり、長幼の序列を越える過渡期にあった清初ハン權の一端が窺えよう。そしてこの上下關係が完成をみるためには、入關後の雍正帝の時代まで待たなければならなかった。雍正帝は、基本的な從屬關係の中で最も嚴格なものとされていたボー（boo、家）におけるエジェンとアハとの關係をグルン（gurun、國）におけるハン（大清皇帝）と宗室一族の諸ペイレ（王）との關係の中に導入し、gurun boo（國家）にはハンという唯一のエジェンしかいないと規定することでペイレ以下の全てをハンのアハとしてハンの下に位置付け、宗室一族内における唯一のエジェンとしての地位、すなわち清朝内の「滿族」という「一家」における唯一のエジェンとしての地位を確立したからである⁽⁶⁴⁾。

それでは最後に、『登ハン大位權』が伝える各種の典禮にみられる中國的な祭祀とシャーマン教の祭祀との問題に移りたい。

五

中國では古來、皇帝による祭天の禮を國家最高の典禮としてきた。それは清朝でも同様で、明朝に倣った天壇の祭祀など、皇帝祭天の典禮を行っている⁽⁶⁵⁾。その一方で清朝の旗人、特に滿洲族にとつての重要な典禮として、滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の祭祀があり、上は中國皇帝を兼ねるハンから下は佐領屬下の者に至るまでさまざまな祭祀を實施し

ていたことも知られて⁽⁶⁶⁾いる。

ところで、既述のごとく、皇帝位に即いたホン・タイジは、中國における皇帝と王という關係を導入することでハンと宗室諸ベイレとの間を明確に區別しようとした。このことは必然的に、清朝が中國的な典禮を導入する大きな轉機となつたと考えられるが、それでは具體的にどのようなものであつたのか。祭天の典禮を例に、いささか検討してみたい。

ホン・タイジが皇帝位に即く直前の祭天典禮は、例えば『舊滿洲檔』天聰九年一月一日の記事に、

Ham は衆諸王大臣を率いて寅の刻に堂子に行つて、天に紙錢を燒き、三度跪いて九度叩頭した。終つて、Ham は家に還つて來て家内神に叩頭した。

とあるように、シャーマン教における堂子で行つていた。ところが、翌天聰一〇年四月一日にホン・タイジが皇帝位に即いてからこの狀況が一變する。『登ハン大位檔』におけるホン・タイジの皇帝即位を傳える同日の記事に、

ハンは天地に告げて祭るために、滿洲・モンゴル・漢の衆大臣らを率いて夜明けに德盛門を出て、天壇の境界まで來て、馬から下り立つた。

とあるのを初めとして、これ以降、祭天の典禮は全て天壇で施行されることとなり、堂子の記載は減少していくのである。その結果、これ以降も旗人社會に堂子における祭祀が存続したことは確認されているもの⁽⁶⁹⁾の、

前清時代天子の親祭の『祭堂子之儀』と云ふのがあつて、天子元旦劈頭の祭儀は實にこれであつた。餘り世に知られて居ないけれども、これはその祭祀の性質が寧ろ神祕的であつて、彼の壇祀等の如く國家的行事で無く、殆んど愛親⁽⁷⁰⁾覺羅氏の宗室の間で祭られた程度のものであつた關係からであらう⁽⁷¹⁾。

といった狀況となる。それでは、この堂子における祭祀に關する記載上の變化をどのように捉えればよいのであろうか。

『登ハン大位檔』には、堂子に關する記事が二例みえる。その一つは大軍が出發する日に堂子に叩頭する例を定めた崇徳元(≡天聰一〇)年四月二三日の記事⁽⁷²⁾、今一つは堂子及び神を祭ることを定めた同六月一八日の記事である。このうちの

後者には、

聖皇帝⁽⁷⁶⁾の旨により、堂子を祭ること、神を祭ることを定めた。先に國が小さく、例を知らない時には、堂子を祭る、神を祭る際には、身を齋戒せずに勝手に回數の決まりもないまま祭りに行っていた。今や天の慈しみを受けて國政は大きくなった。古の大例に倣い、天を祭り始めた。今思えば、天というものは上の大主 (dagi amba ejen) であり、天を祭ることは神を祭ることも亦、異なるところはない。天や神を祭る際に、身を齋戒せず、勝手に回數の決まりもないまま祭りに行くべきではない。これより以後、毎月、固山貝子ら以上は家ごとに各一人を一日齋戒させて、翌、朔日の朝に堂子と神とに餼餼と黃酒を供え、紙錢を吊しに遣わせ。春と秋に神杆を高く立てて祭る際には、固山貝子ら・固山福晉ら以上が祭りに行くがよい。その祭りに行く際にも亦、身を齋戒⁽⁷³⁾し、またこの祭ることだけとし、細々と横道に逸れるようにして勝手に祭りに行くことや、民の者の堂子が分散することを完全に止めよ。神位を立てて民の者が堂子を分散する場合には、各自、庭にそれを設けて祭れ⁽⁷⁵⁾。

とある。⁽⁷⁶⁾この記事は、堂子における祭天典禮と新たに始めた天壇における祭天典禮とが同質のものと説くことで、滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の祭祀と中國的な祭祀との兩立を圖ると共に、堂子における祭祀を國家的な祭祀から旗人の各家における私的な祭祀へ切り替えようとしたものと考えられよう。すなわち、『登ハン大位檔』にみられる堂子に関する記載上の變化は、ホン・タイジの皇帝即位を契機に、清朝としての公的な祭天典禮の場がシャーマン教の堂子から中國的な天壇へと移り、必然的に堂子における祭祀はもっぱら滿洲族における私的な祭祀にその性格を変えざるをえなかったことの現れと捉えるべきであろう。その際、天壇の建設時期に關する問題が残る。先學の諸研究によれば、ホン・タイジが皇帝位に即く直前のこととされているものの、現段階ではこの建設時期についての明確な記載はない。ただ、『舊滿洲檔』の天聰九年までの記事に天壇の記載がないこと、前掲の『登ハン大位檔』天聰一〇年四月十一日の記事に天壇の記載がみえ、さらに同じく崇徳元(『天聰一〇』)年五月一六日における祭天の禮を定める記事中に天壇の典禮をめぐる詳細

(78) な規定があることから、ホン・タイジが皇帝位に即く直前に天壇が建設され、即位の約一箇月後に天壇の典禮について規定した過程が窺えるだけである。

ところで、ホン・タイジの皇帝即位について傳える『登ハン大位檔』天聰一〇年四月一一―三日の記事には、滿洲族のシャーマン教に關して興味深い記述がみえる。すなわち、天壇に赴き、ホン・タイジを稱揚して寬溫仁聖皇帝、國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とすることを天地に祭告した四月一日の記事の末尾に、

それから聖ハンは壇前に的を立てせ、弓の名手らに射させた。

と、また父母、衆祖、二人の功臣を追尊して廟位を立てた四月一二日の記事に、

(二人の功臣フィオンドン、エイドゥを追封する) 祝文を宣讀する半ばに正午の方角から一陣の風が吹いて來て廟内に入った。(中略)それから祭禮を終えたので、聖皇帝は太廟の西側に置いた金の椅子に座り、的を立てさせて弓の名手らに射させた。

と、そして即位直後のホン・タイジが滿洲・モンゴル・漢族の三國に對して慶賀の禮を施行した四月一三日の記事の末尾に、

それから慶賀の禮の大宴をし終えた後、聖皇帝は滿洲・モンゴル・漢の弓が得意な王(wang)、ベイレウ(bei-lee)、侍衛らに射させて、衆貝子、大臣らは三跪九叩頭した。

とあるのが、その例である。とりわけ注意すべきは、この三日間の儀禮がいずれも最後に的を立てせ、弓の名手らに射させている點である。この弓を射る儀禮については、例えば、『舊滿洲檔』・『滿文老檔』の天聰一〇年四月九日の記事に、ハンが天を祭るということで齋戒していた時、ハンが屋敷内で弓を射ていると、都察院の滿洲・モンゴル・漢族の承政、參政らが、「ハンよ。この忌む時にあたって弓を射るべきではないのではあるまいか。」と言って諫めたところ、ハンが言うのには、「汝らが諫めることはその通りである。だが、古の大遼の太宗皇帝も亦、天を祭りに出た場所

柳の木を射ていたのである。弓を射ることを忘れてはならない。」と答えて、一度、侍衛らに弓を射させた。⁽⁷⁹⁾とある。この内容を考慮すると、四月一―三日にかけて行われた弓を射る儀禮は、遼の舊俗の影響で金代(一二五―一

三三四年)の女眞がシャーマン教による拜天の祭儀に附隨して行っていた「射柳」⁽⁸⁰⁾を繼承するものと捉えられよう。したがって、ホン・タイジが皇帝位に即く過程では、中國的な典禮と共に滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の儀禮をも實施していたことになる。このことは、ホン・タイジが皇帝位に即いた直後から、公・私という性格上の區別をすることで、中國的な祭祀と滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の祭祀との並存・兩立を圖っていたことを裏附ける例といえるのではあるまいか。

ホン・タイジの時代の清朝では、ホン・タイジの皇帝即位を契機として、皇帝祭天の典禮である天壇の祭祀を導入するなど、その公的な典禮に中國的色彩を濃くしていくため、ともすればこの變化は中國化としてのみ理解されやすい。しかし、この變化には中國化の一面だけでは必ずしも理解しにくいものがあることを、四月一―三日にかけて行われた弓を射る儀禮は示しているのである。なお、順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』を初めとする官撰記録ではこの弓を射る儀禮に關する記述が全て省かれている。このことは清朝の性格を考える上で留意すべき點と考えるが、今これを論ずるに足る史料を持たない。

以上、冗長な検討結果となったが、最後に總括して結論に代えたい。

六

太宗ホン・タイジの皇帝即位をめぐる本稿の検討課題は、

(Ⅰ) ホン・タイジが皇帝位に即く經過の具體的検討。

(Ⅱ) ホン・タイジの皇帝即位によって長幼の序列を越えるハン權が成立したのかどうかという問題の検討、及びハンと

宗室諸ベイレとの間を明確に區別する施策内容の検討。

(Ⅲ) ホン・タイジが皇帝位に即く過程でシャーマン教の祭祀と中國的な祭祀がどのように行われたのかという問題の検討。

の三點にあった。これらに對する検討結果を總括すると次のようになる。

先ず第一の點であるが、天聰一〇(丙子・一六三六)年四月八日に滿洲・モンゴル・漢族の三國による衆議決定の形式でホン・タイジを皇帝(hūwāngdi)に推戴したい旨を奏上し、ホン・タイジがこれを受諾。四月一日に天壇に赴き、ホン・タイジを稱揚して寬溫仁聖皇帝(gosin onco hūwāliyasun enduringge han)、『國號を改めて大清國、年號を改めて崇德元年とした。このホン・タイジの皇帝號は、「仁・寬の心を萬民に施して(gosin onco be tumen irgen de selgiyeh)』における「仁・寬の心」と、「内外を和合した(dorgi tulergi be hūwāliyanbuhā)』における「和合」とを特筆したものであり、單に皇帝としての德を備えていることを示したものではなく、「内外を和合」して多民族國家の君主となったことを象徵するものでもあった。なお、この日以降もホン・タイジに對する滿洲語表記は「hūwāngdi(皇帝)」ではなく「han」のままであった。翌一二日、高祖ドゥドゥ・フマンとその妻、曾祖とその妻、祖父とその妻、宗室の祖リドゥン・バトル、功臣フィオンドンとエイドゥを追尊して廟位を立てたほか、父ヌルハチを承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝武皇帝、母イエヘ・ナラ氏を孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后と追尊し、その墓を福陵と稱した。またこの日に崇德の元號を初めて用いた。さらに翌一三日、玉座に座ったホン・タイジは、滿洲・モンゴル・漢族の三國のそれぞれに對する形式で慶賀の禮を施行。寬溫仁聖皇帝としての敕書を下し、叩頭禮を受けたほか、同日、特赦を行った。ついで四月二三日、ヌルハチとイエヘ・ナラ氏の廟號に關する典例として、通常は「上太祖」・「上太后」と稱し、歴史書や祭文に記す場合には皇帝號と共に「太祖」・「太后」と記すことを定めた。また同日、皇帝の宮殿名、四等(和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子)からなる衆王の品級を定めたのははじめとして、翌崇德二(一六三七)年にかけて、皇帝、和碩親王、多羅郡王、

多羅貝勒、固山貝子の閒における上下の區別に關する祭祀典禮、儀仗の制、各種の典例をつぎつぎに定めた。その規定範圍は女性にも及び、皇后、東大妃、西大妃、和碩福晉、多羅福晉、多羅貝勒の妻福晉、固山福晉、固倫格格、和碩格格、多羅格格、固山格格の閒における上下の區別も定められたのである。

第二の點では、ホン・タイジが皇帝位に即いた天聰一〇（『崇徳元』年四月一日前後において、ハンといえども制約を受ける長幼の序列は未だ完全に消滅したとはいえない社會的状況にあった。その中で、皇帝位に即いたホン・タイジは、特に宗室一族内における他のグサのベイレたちとの閒に上下關係を導入することを最優先の課題とした。中國における皇帝と王とにみられる君臣關係を導入したホン・タイジは、皇帝であるハン^{（一）}を唯一のハン・エジエン^{（二）}（君主）として一段上に位置付け、王であるベイレ以下の全てをハンのアンバン^{（三）}（臣）としてハンの下に位置付けることで、宗室一族内における他のグサのベイレたちに對する上下の區別を實現しようとした。しかし、この君臣關係の導入による上下關係への移行は未だ不完全な状態にあり、ホン・タイジのハン權は長幼の序列を越える過渡期にあった。

そして第三の點であるが、天聰一〇年四月一日におけるホン・タイジの皇帝即位を契機に、同日以降、清朝としての公的な祭天典禮の場はシャーマン教の堂子から中國的な天壇へと移り、必然的に滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の堂子における祭祀は國家的な祭祀からもっぱら旗人の各家における私的な祭祀へ切り替えられた。しかし、中國的な典禮と共に、金代（一一一五～一二三四年）の女眞がシャーマン教による拜天の祭儀に附隨して行っていた「射柳」を繼承する弓を射る儀禮を實施するなど、滿洲族本來の信仰であるシャーマン教の祭祀と中國的な祭祀との並存・兩立が圖られた。

なお、入關前における天壇の建築構造やその典禮内容の詳細な説明、ホン・タイジの皇帝即位後に定められた皇帝、和碩親王、多羅郡王、多羅貝勒、固山貝子、皇后、東大妃、西大妃、和碩福晉、多羅福晉、多羅貝勒の妻福晉、固山福晉、固倫格格、和碩格格、多羅格格、固山格格の閒における上下の區別に關する祭祀典禮、儀仗の制、各種典例の内容をめぐる詳細な説明などの問題が残る。『登ハン大位檔』はこれらの問題に關する貴重な記載を多數收録しているが、これら残

された問題については稿を改めて検討を加えることにしたい。

註

(1) 清朝と現代中國との關係についてはさまざまな指摘がある。このうち、特に現代中國につながる五族の中國の形成については、石橋秀雄氏が「征服王朝清をめぐる」(『世界史の研究』五四、山川出版社、一九六八年)、「大元・大明・大清時代と五族の中國」(『世界史の研究』六三、一九七〇年)、『清朝史再考——明末清初と五族の中國』(清朝史研究刊行會、一九八九年)、「清初のハン Han——太祖から太宗」(『世界史の研究』一五五、一九九三年)の一連の論考の中で、遼・宋・金の時代を五族の中國を形成する先驅的時期、大元・大明・大清をそれに續く三朝に互る統一王朝時代と捉えた上で、五族の中國への廣域化の先驅をなしたものが遼、五族の中國樹立の先驅をなしたものが大元、五族の中國を確立したのは大清であることを指摘している。また、清朝から中華民國への過程における内陸アジア諸民族の中國認識については、中見立夫氏の「モンゴルとチベット」(関野英二・中見立夫・堀直・小松久男共著『内陸アジア』、(地域からの世界史)六、朝日新聞社、一九九二年)が参考になる。

(2) 例えば雍正帝敕撰の『大義覺迷錄』巻一には、上諭として、

且自古中國一統之世、幅輳不能廣遠、其中有不向化者、則

斥之爲夷狄。如三代以上之有苗・荊楚・蠻狁、即今湖南・湖北・山西之地也。在今日而目爲夷狄可乎。至於漢・唐・宋全盛之時、北狄・西戎世爲邊患、從未能臣服而有其地、是以有此疆界之分。自我朝入主中土、君臨天下、并蒙古極邊諸部落俱歸版圖、是中國之疆土開拓廣遠、乃中國臣民之大幸、何得尙有華夷中外之分論哉。(五葉)とある。

(3) 石橋秀雄「清初のハン Han——太祖から太宗」(註(1)前掲)。

(4) この場合、例えば一三世紀に内陸アジアの諸民族として史上初めて中國を統一した元朝との對比が問題となるが、これについては石橋秀雄「清初のハン Han——太祖から太宗」(註(1)前掲)がある。

(5) 神田信夫氏は「滿洲(Manju)國號考」(『山本博士遺曆記念東洋史論叢』、山川出版社、一九七二年)で、明の萬曆四一(一六一三)年當時からヌルハチの國を稱する本來の滿洲語名の國號はマンジュであり、蒙古に對しては天聰年間までマンジュの國號を用いたが、同時に明や朝鮮に對してはアイシンの國號を用いており、天命から天聰初年にかけての漢語化進展の影響で國內的にもアイシンの國號を用いるようになったと指摘している。

- (6) したがって清朝における領域擴大については、農耕社會の漢族の中國が内陸アジアを内包していたという觀點からの解釋は適切ではなく、東北アジアから出た滿洲族が中國、さらには内陸アジアにまで擴大していったという視點から検討すべきであろう。これについては石橋秀雄「清初のハン・Tan——太祖から太宗」(註(1)前掲)を参照されたい。
- (7) 清初概念規定に關する諸論のある中で、石橋秀雄氏は『清朝史再考——明末清初と五族の中國』及び「清初のハン・Tan——太祖から太宗」(ともに註(1)前掲)で、乾隆二〇年代(一七六〇年代後半)の最大領域の形成までを清初とし、さらに入關を境に清初の前期・後期ととらえる獨自の見解を示した。この見解は、清朝が從來、ともすれば入關の前・後で不連續なものとして扱われがちな傾向のある中で、入關前を清朝の盛時に直結させて捉えなければならない必然性を明示したものと見て注目できる。本稿もこの見解に従いたい。
- (8) 拙稿「清初ハン(Tan)權の形成過程」(『櫻博士頌壽記念東洋史論叢』、汲古書院、一九八八年)。
- (9) 石橋秀雄「清太祖の遼東進出前後に關する一考察」(『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六〇年、後に『清代史研究』に再收、綠蔭書房、一九八九年)、同「清初の對漢人政策——とくに太祖の遼東進出時代を中心として——」(『史料』二、一九六一年、後に『清代史研究』に再收)。
- (10) 周藤吉之著『清代滿洲土地政策の研究——特に旗地政策を中心として』(『東洋學叢書』、河出書房、一九四四年)、石橋秀雄「清太祖の土地政策に關する一考察」(『日本女子大學紀要 文學部』一一、一九六二年、後に『清代史研究』に再收)。
- (11) 順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』卷七。また神田信夫「滿洲(Manju)國號考」(註(5)前掲)を参照されたい。
- (12) 阿南惟敬「天聰九年の蒙古八旗成立について」(『歷史教育』一三、一九六五年、後に『清初軍事史論考』に再收、甲陽書房、一九八〇年)、同「漢軍八旗成立の研究」(『軍事史學』二一六、一九六六年、後に『清初軍事史論考』に再收)。
- (13) 拙稿「清初ハン(Tan)權の形成過程」(註(8)前掲)。なお、この確立は、清朝内の「滿族」という「一家」におけるエジエン(主)としての地位を確立することでもあったといえる。
- (14) この問題に關する論考もいくつかあるが、松村潤「崇徳の改元と大清の國號について」(『鎌田博士還曆記念歴史學論叢』、一九六九年)は、それらを總括して最も參考になる。
- (15) 例えば秦國經著『遜清皇室軼事』(紫雲城出版社、一九八五年)のように、順治帝を清朝の初代とする見解もある。
- (16) 石橋秀雄「清初のハン・Tan——太祖から太宗」(註(1)前掲)。なお同論考は太祖から太宗への變遷を總括したものである。最も參考になる。
- (17) 三田村泰助「清の太宗の即位事情とその君主權確立」(『東洋史研究』六一、一九四一年)、岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」(『山本博士還曆記念東洋史論叢』、一九七二年)。

松村潤「アミン・ペイレの生涯」(『日本大學人文科學研究所研究紀要』二五、一九八一年)、同「崇徳の改元と大清の國號について」(註(14)前掲)、石橋秀雄「清初のハン Han —— 太祖から太宗」(註(1)前掲)。

(18) 拙稿「清初ハン (Han) 權の形成過程」(註(8)前掲)。

(19) 滿文の原文には「Fulgiyan singgeri aniya dain biya(i) DE (narhun bithe) han be amba soorin toktobuha tangse.」とある(滿文のローマ字轉寫は筆者)。塗抹(括弧内の箇所)・加筆(大文字の箇所)部分における筆跡・墨色の相違から、「丙子年四月祕錄」とあった原題を「丙子年四月にハンを大位に即かせた檔子」に改めたことが知れるので(滿文の日本語譯は筆者、以下同様)、今この滿文檔冊を『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』と假稱することにした。なお、塗抹部分の「narhun bithe」の解讀に際しては、たまたま第一歴史檔案館での調査時期が重なった柳澤明氏の御協力を得た。記して謝意を表したい。ところで清初期の滿文檔案史料については、神田信夫氏が「清朝興起史の研究——序説『滿文老檔』から『舊滿洲檔』へ——」(『明治大學人文科學研究所年報』二〇・一九七八年)、『From Man Wen Lao Tang to Chiu Man-chou Tang? ("Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko", No. 38, 1980)』「清代史の研究と檔案」(『駿臺史學』五〇・一九八〇年)の一連の論考の中で、清初史研究における重要な根本史料であることを指摘されると共に、とりわけ『滿文老檔』のオリジナルであり、『滿文老檔』に未收錄の記事をも含む『舊滿洲

檔』が最も重要なものであることを詳述されている。なお、本稿でとりあげる『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』を含む北京の第一歴史檔案館所蔵の《國史院檔》は、故宮博物院文獻館舊蔵の宮廷檔案の一部であり、この『舊滿洲檔』と性質を同じくする根本史料である。殊に『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』は、ホン・タイジの皇帝即位に關する記事を纏めていることに加え、『舊滿洲檔』に轉載されていない詳細な記事・祝文・圖を數多く收録しているほか、塗抹・加筆の訂正が各所にみられ、『舊滿洲檔』・『滿文老檔』、あるいは順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』をはじめとする各種の『大清太宗文皇帝實錄』に轉載されている記載内容との異同も多く、『國史院檔』の中でもとりわけ重要な檔案史料の一つといえる。既に『丙子年四月〈祕錄〉登ハン大位檔』の全文の翻譯を完了し、他の史料との比較・検討作業も終えているが、本稿でその結果を報告することは分量的に不可能であり、その全容については近々發表する豫定の別稿に譲りたい。

(20) 松村潤「崇徳の改元と大清の國號について」(註(14)前掲)。

(21) 松村潤「崇徳の改元と大清の國號について」(註(14)前掲)、石橋秀雄「清初のハン Han —— 太祖から太宗」(註(1)前掲)、拙稿「清初ハン (Han) 權の形成過程」(註(8)前掲)。

(22) 石橋秀雄「清初のハン Han —— 太祖から太宗」(註(1)前掲)。

- (23) 松村潤「崇徳の改元と大清の國號について」(註(14)前掲)、石橋秀雄「清初のハン Han——太祖から太宗」(註(1)前掲)。
- (24) 石橋秀雄「清初のハン Han——太祖から太宗」(註(1)前掲)。
- (25) 拙稿「清初ハン (Han) 權の形成過程」(註(8)前掲)。
- (26) 原文では「覺羅」を塗抹して「宗室」を加筆。
- (27) 原文では以上の各人の具體名を詳述。
- (28) 原文では「告げに來て」を加筆。
- (29) 原文では「國」を塗抹して「種」を加筆。
- (30) 原文では「兩手で高く捧げて」を加筆。
- (31) 順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』では四月一日の條に轉載。順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』と對比した結果の詳細については別稿に委ねたい。
- (32) 順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の漢文本には「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」と、乾隆重修『大清太宗文皇帝實錄』の漢文本には「孝慈昭憲純德貞順成天育聖武皇后」と、また『星源集慶』には「孝慈昭憲純德貞順承天育聖武皇后」とあり、「貞順成天」、「貞順成天」、「貞順承天」の部分が相違する。本稿では順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の漢文本にしたがった。
- (33) 原文ではこの部分の直前に記された「一二日・丁亥の日に」を塗抹。
- (34) 原文では「衆」を塗抹して「一二日・丁亥の日に、衆」を加筆。
- (35) 原文ではこの過程を詳述。
- (36) 原文ではこの過程を詳述。
- (37) 原文ではこの過程を詳述。
- (38) 同日に特赦を行ったことは『舊滿洲檔』・『滿文老檔』でも知られるが、『登ハン大位檔』は『舊滿洲檔』・『滿文老檔』に轉載されていない特赦の内容を詳述した詔を轉載している。その特赦内容の詳細については別稿に委ねたい。
- (39) 『登ハン大位檔』に轉載されているこれらの祭祀典禮、儀仗の制、各種の典例の詳細については別稿に委ねたい。
- (40) 拙稿「清初ハン (Han) 權の形成過程」(註(8)前掲)を参照されたい。
- (41) 拙稿「戸部成語」(『清文備考』所收) 滿洲語索引 (A ~ G)——『六部成語』總合索引への一環として——(『國士館大學文學部人文學會紀要』二〇、一九八八年)、同「[Han i arala manju gisun i buleku bithe, (御製清文鑑)]」考——特にその語彙解釋中の出典をめぐる——(『國士館大學文學部人文學會紀要』別冊第一號、一九八九年)を参照されたい。なお清初の辭書については、成百仁「A Note on Early Manchu Dictionaries」(『國際中國邊疆學術會議論文集』、一九八五年)に詳しい。
- (42) 拙稿「順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の滿文本について」(松村潤先生古稀記念『清代史論叢』、汲古書院、一九九四年)を参照されたい。
- (43) 註(32)参照。
- (44) 同記事を乾隆重修『大清太宗文皇帝實錄』の滿文本でみる

と、「三月一日・丙午に、ハンは衆ベイレハ・大臣らを率いて、上太祖の陵に對して (dergi taidu : mungan de) 清明節の禮によつて祭つた。」(卷二八)とあり、順治初纂の滿文本における「上太祖ゲンギェン・ハンに對して」が「上太祖の陵に對して」に書き改められている。この點については拙稿「順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』の滿文本について」(註(42)前掲)を参照されたい。

(45) 原文では「筆帖式」を塗抹して「文官」を加筆。

(46) 原文では以上の各人の具體名を詳述。

(47) 原文ではこの部分の直前に記された「ハン位を繼いだ子が特に」を塗抹。

(48) 原文では「子・孝行者」を塗抹して「孝」を加筆。

(49) 原文ではこの部分の直前に記された「ハンの」を塗抹。

(50) 『舊滿洲檔』・『滿文老檔』では崇徳元年の同月日の條に、また順治初纂『大清太宗文皇帝實錄』では崇徳二年一〇月二五日の條に、それぞれ同様の記事が轉載されている。『登ハン大位檔』との異同の詳細については別稿に委ねたい。

(51) 註(50)参照。

(52) 神田信夫「清朝興起史の研究——序説『滿文老檔』から『舊滿洲檔』へ——」同『From Man Wen Lao Tang to Chiu Man-chou Tang』・同『清代史の研究と檔案』(こざれも註(16)前掲)、拙稿「ハ gusa とハ gusa 色別との成立時期について——清朝八旗制度研究の一環として——」(『中國近代史研究』三、一九八三年)を参照されたい。

(53) 本稿でその検討結果を報告することは分量的に不可能であ

り、その全容については別稿に譲りたい。

(54) 拙稿「清初ハン(han)權の形成過程」(註(8)前掲)。

(55) 石橋秀雄「清初のイルゲン (Urgan) ——特に天命期を中心として——」(『日本女子大學紀要 文學部』一三、一九六四年、後に『清代史研究』に再收)、同「清初のジュシェン (Juseen) ——特に天命期までを中心として——」(『史帥』五、一九六四年、後に『清代史研究』に再收)、同「清初のアハ(aḥa) ——特に天命期を中心として——」(『史苑』二八—二、一九六八年、後に『清代史研究』に再收)、同「清初の社會——とくにジュシェンについて——」(『江上波夫教授古稀記念論集・歴史篇』一九七七年、後に『清代史研究』に再收)、同「清初のアハ(aḥa) ——太宗天聰期を中心として——」(『盈虛集』創刊號、一九八四年、後に『清代史研究』に再收)、同「ジュシェン Juseen 小考」(『三上次男博士喜壽記念論文集・歴史篇』一九八五年、後に『清代史研究』に再收)。

(56) 『舊滿洲檔』・『滿文老檔』では崇徳元年の六月十一日の條に轉載されている。『登ハン大位檔』との異同の詳細については別稿に委ねたい。

(57) 原文では「固倫格格」の「格格」を塗抹して「公主、和碩公主」を加筆。

(58) 原文では「内人」を塗抹して「内官」を加筆。

(59) 東洋文庫清代史研究室譯註『舊滿洲檔——天聰九年』2 (東洋文庫、一九七五年) 二九六頁。神田信夫「清初の貝勒について」(『東洋學報』四〇—四、一九五八年)、石橋秀雄

「清初のハン Han——太祖から太宗」(註(1)前掲)を参照されたい。

- (60) 神田信夫「清初の貝勒について」(註(59)前掲)。
- (61) 神田信夫「清初の貝勒について」(註(59)前掲)。
- (62) 拙稿「清初ハン(han)権の形成過程」(註(8)前掲)。
- (63) 例外として、四月一二日の記事に「滿洲・モンゴル・漢の弓が得意な王(wang)、ペイレラ(Boileau)、侍衛らに射させて」とあるが、この場合の王は滿洲以外について述べたものとも考えられる。
- (64) 拙稿「清初ハン(han)権の形成過程」(註(8)前掲)。
- (65) 石橋丑雄『天壇』(山本書店、一九五七年)を参照されたい。
- (66) 石橋丑雄『北平の薩滿教に就て』(外務省文化事業部、一九三四年)。
- (67) 東洋文庫清代史研究室譯註『舊滿洲檔——天聰九年』1(東洋文庫、一九七二年)一頁。
- (68) 石橋丑雄『北平の薩滿教に就て』(註(66)前掲)を参照されたい。
- (69) 石橋丑雄『北平の薩滿教に就て』(註(66)前掲)。
- (70) 正しくは「愛新覺羅」。石橋秀雄「アイシンギョロ aisin gioro——愛新覺羅と愛親覺羅」『「史苑」五二二』、立教大學史學會、一九九二年)を参照されたい。
- (71) 石橋丑雄『北平の薩滿教に就て』(註(66)前掲)五三頁。
- (72) 原文では堂子に叩頭する例を詳述した旨を轉載。末尾には「この文の通りに行わずに違背すれば、『會典(hui dian: bithe)』を調べて罪を決める」とある。その詳細については別稿に委ねたい。

別稿に委ねたい。

- (73) 原文では「齋戒して行く。」を塗抹して「齋戒し」を加筆。
- (74) 原文では「民の者の堂子を分散すること」を加筆。
- (75) 原文では「禮部は周知徹底させるべく布告せよ」を塗抹して「神位を立てて民の者が堂子を分散する場合には、各自、庭にそれを設けて祭れ」を加筆。
- (76) 『舊滿洲檔』・『滿文老檔』では、塗抹・加筆前の記事と同一。「登ハン大位檔」との異同の詳細については別稿に委ねたい。
- (77) 村田治郎『滿洲の史跡』(座右寶刊行會、一九四四年)、石橋丑雄『天壇』(註(65)前掲)を参照されたい。
- (78) 入關前における「天壇」の典禮に関する詳細な記述として貴重である。天壇の典禮をめぐる規定の詳細については別稿に委ねたい。
- (79) 『登ハン大位檔』には天聰一〇年四月九日から三日間齋戒した記事は轉載されているが、この記事は轉載されていない。
- (80) 今井秀周「金代女眞の信仰——祭天を中心として」(『森三樹三郎博士頌壽記念東洋學論集』、朋友書店、一九七九年)を参照されたい。
- (附記) 中國第一歴史檔案館における史料調査に際しては、徐藝圃館長、秦國經檔案管理部主任をはじめ多くの館員の方々の御協力を得た。記して謝意を表す。

THE FORMATION OF THE POWER OF THE EARLY QING
EMPERORS—The Significance of The Ascension of
Hong Taiji as Emperor of The Da-Qing Empire
According to The Manchu Archives,
Fulgiyan Singgeri Aniya Duin Biya(i) DE
(*Narhūn Bithe*) *Han Be Amba Soorin*
Toktobuha Tangse—

ISHIBASHI Takao

To understand the ethnically diverse character of the Qing empire, it is important to clarify both the means by which the Qing emperor came to acquire power and the nature of this power. This is particularly relevant in the case of *Hong Taiji* (posthumously styled Taizong). *Hong Taiji* became emperor with the support of Manchu, Mongorian, and Chinese military commanders in 1636, ten years after receiving the status of *han*.

This paper examines the Manchu archives, *fulgiyan singgeri aniya duin biya(i) DE (narhūn bithe) han be amba soorin toktobuha tangse* to determine the significance of the ascension of *Hong Taiji*. This examination focuses in particular on:

- (I) The process of *Hong Taiji*'s ascension as emperor.
- (II) The establishment of *Hong Taiji*'s status as emperor with sufficient authority to overrule the limitations of the order of age. It is in this development that *Hong Taiji* was able to define the relations between the *han* and the imperial family, *beile*.
- (III) The relations between Manchu shamanistic and Chinese ceremonies in the establishment of *Hong Taiji* as emperor.